

「三条市障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例」案

に対する質問・意見等

P4

第 2 条 定義	
<p>第 2 号。「障がいがあることにより」は必要か、そこを抜いて第 2 号と第 3 号を逆順にしてもいいのではないか。</p> <p>⇒第 2 回検討委員会において整理したとおり、本条例は障がいを理由とする差別の解消を通じて、共生社会の実現を目的としていることから、それを明確化する上でも、前提条件として「障がいがあることにより」という記載は必要です。</p>	大橋委員

P5

<p>第 5 号の【趣旨・解説】に「明確な意思表示の有無で判断すべきではない」、しかし余計なおせっかひも必要ないのでは。</p> <p>⇒第 3 回検討委員会において整理したとおり、見て見ぬふりをなくしたいという趣旨です。また、一般的に何か行動を起こす際には「お手伝いしましょうか」「取りましょうか」など声をかけると思います。その中で、「結構です」と言われても、無理強いするのは余計なおせっかひになると思いますが、そうした声かけを含め、行うべきだと考えたものです。</p>	大橋委員
---	------

P7

第 4 条 市の責務	
<p>「施策の推進に必要な財政上の措置を」P15 の第 15 条にもつながるが、我々のような（こども凸凹くらぶ）団体とも連携してくれるのか。</p> <p>⇒第 4 条の「財政上の措置」は団体等への補助ではなく、市の施策を推進するための財政上の措置となります。</p> <p>なお、第 15 条に規定しているとおり、啓発活動その他必要な取組を障がいのある人又は支援者が組織する団体と協働して行っていくというものであり、団体を限定しているものではなく、こども凸凹くらぶさんも、もちろんその団体の一つだと認識しています。</p>	大橋委員

第5条 市民及び事業者の役割

「努力義務」となっているが「義務」ではないのか。P11「合理的配慮の提供」では義務としているのに、役割は努力義務というのが疑問である。

⇒第3回検討委員会において、責務（義務）とするのは厳しすぎるということで、市民や事業者は努力義務が適当だと整理されたものです。

大橋委員

P8

第6条 差別の禁止

「第2項第5号イ」現在進行形で相談がきているが、その対応は難しいか。

⇒御相談ください。

大橋委員

P10

第7条 合理的配慮の提供

【趣旨・解説】の「周知啓発の中で」の後に「当事者と対話しながら」を入れてもいいのでは。

⇒合理的配慮に当たっては、当事者との対話は不可欠です。【趣旨・解説】の最下段の記載については、第6条の差別の禁止の規定との対比としての考え方を記載したものであり、手順を記載しているものではないことを御理解ください。

大橋委員

P11

第8条 相談

第2項【趣旨・解説】の相談支援事業所の名称を示した方が良い。

⇒委託事業所は変動する可能性もあることから、市民等への周知啓発の中で対応していきたいと考えています。

田代委員

P14

第 12 条 勧告及び事実の公表	
【趣旨・解説】「非常に悪質な差別」は誰から見て悪質か。（一般的な視点か、当事者目線か） ⇒一般的な視点からの判断となります。	大橋委員

P15～16

第 15 条 周知啓発の実施 から 第 17 条 交流機会の創出	
行政の活動評価は定期で行われるのか。 ⇒第 20 条で規定する障がい者差別解消地域支援協議会において、定期的に行いたいと考えています。	田代委員

P17

第 20 条 協議会の設置	
障がいの現状は、障がい者差別解消地域支援協議会が把握されるのでしょうか。 ⇒お見込みのとおりです。	田代委員